

中国知財関連ニュース

このニュースは、1100 余名の弁護士、弁理士及びパライーガルを擁し、中国最大規模の総合法律事務所である金杜法律事務所によって編集された、日本の知財関係者にとって有用となる知財関連情報を月1回提供するものです。

KING&WOOD
MALLESONS
金杜法律事務所

北京市朝阳区东三环中路1号
环球金融中心东塔20层 邮编100020
20th Floor, East Tower, World Financial Center
No.1 Dongsihuan Zhonglu, Chaoyang District
Beijing, 100020, China
T +86 10 5878 5588
F +86 10 5878 5544
patent@cn.kwm.com
www.kwm.com

金杜法律事務所
特許部

広州知識産権法院、初の専利事件に関する仮差止め裁定

金杜法律事務所は、申立人フランス「レッドソール」ブランドのデザイナー、クリスチャン・ルブタン (Christian Louboutin) 氏を代理して被申立人広州問嘆貿易有限公司 (以下、「問嘆公司」という)、広州貝玲妃化粧品公司 (以下「貝玲妃公司」という) などに対して提起した訴訟前における意匠権侵害仮差止め案 (中国語の直訳表現では、「訴訟前禁止令案」ともいう) で勝訴しました。この案件は中国の3つの知識産権専門法院が設立されてから初めての専利侵害紛争案件における仮差止め、中国社会から広い注目を集めています。

2016年6月22日、広州知識産権法院は (2016) 粵73行保1、2、3号裁定を下し、その中で (1) 問嘆公司是直ちにVT1、VT2、VT3、VT4、VT5、VT6、VT7、VT8及びVT9の9種類の口紅製品について製造、販売、ライセンス販売を停止せよ、(2) 貝玲妃公司是直ちにVT1、VT2、VT3、VT4、VT5、VT6、VT7、VT8及びVT9の9種類の口紅製品について製造を停止せよ、と裁定しました。

本案は、広州知識産権法院設立後に下した初めての訴訟前行為保全裁定で、中国の3つの知識産権法院設立後初めての専利侵害紛争について下した訴訟前行為保全裁定です。訴訟前行為保全案は、中国知識産権訴訟の実践において、比較的新しい案件タイプです。本案において、法院は行為保全の複数の要件として、専利権の安定性、侵害成立の可能性、侵害行為を制止する緊急性及び補填するのが難しい損害の有無、損害のバランス、社会公共の利益及び担保の状況などをそれぞれ分析しました。本案は今後の専利侵害紛争の行為保全案において典型規範の意義があります。

本案申立人のクリスチャン・ルブタンは国際ファッション分野やブランド品マーケットにおいて非常に高い名声を有しており、特に「レッドソール」 (Red Sole) が著名です。本案に関する意匠専利の口紅製品は、化粧品業界を開拓後に出した、デザイン性が極めて優れた製品で、中国国内では未だ販売されていません。金杜は申立人を代理して仮差止め

に成功し、被申立人が大規模に侵害行為を展開するのをタイムリーに阻止し、被申立人が被疑侵害製品を更に製造、販売するのを防ぐことで、申立人のビジネス上の信頼、ブランド価値及び専利製品市場において、補填するのが難しい巨額の損害が発生するのを避けることができました。

本案は、金杜法律事務所北京及び広州の知識産権訴訟チームが協力して行ったもので、代理弁護士は徐静弁護士¹及び鄭泓弁護士²です。

案件の紹介：

申立人クリスチャン・ルブタン氏は全世界で著名なフランスのデザイナーで、デザインされた靴、女性向けハンドバックなどの製品は、グローバル、特にブランド品の分野で非常に高い知名度を有しています。特に、赤い靴底の女性向けハイヒールが最も有名で、「レッドソール」(Red Sole)は申立人を代表する製品として広く知られています。化粧品分野は申立人が開拓する新たな業界で、口紅製品は、その主力製品です。

本案に関連する口紅製品について、申立人は口紅容器の意匠を完成させた後、2014年11月28日に中国において3件の意匠出願をし、2015年4~6月にそれぞれ登録されました。その意匠番号はZL201430483611.7、ZL201430484500.8及びZL201430484638.8(これらを以下、「係争意匠」という)で、これらの意匠はそれぞれ口紅容器の蓋、容器本体及び組物の意匠です。また、本案申立人は、日本、韓国、カナダ及びインドなどの国に同一の意匠を出願し、一部は登録に至っています。

2016年年初、申立人は、被申立人間嘆公司及び貝玲妃公司が共同で、型号VT1、VT2、VT3、VT4、VT5、VT6、VT7、VT8、VT9など9種類の「VERTEAM」ブランドの口紅製品(以下、「被疑侵害製品」という)を製造し、オンライン及びオフラインの複数のルートで販売していることに気づきました。これら口紅製品の容器全体の形状、蓋及び容器本体の形状は、係争意匠のデザインと完全同一又は実質的に同一で、係争意匠の侵害を構成していました。

申立人は、広州知識産権法院へ訴訟前行為保全の申立てを行い、広州知識産権法院は、法に基づき合議廷を構成して聴聞会を行いました。

申立人は、自身が係争意匠の意匠権者であり、法に基づき意匠権を有することを主張し、法院へ係争意匠の専利権評価報告を提出した以外に、更に同一意匠が日本、韓国、カナダ及びインドで意匠出願された又は既に登録された証拠を提出し、これらの国で意匠出願が実体審査を受ける必要がある又は意匠登録された証拠を提出し、係争意匠が強い安定性を有することを証明しました。また申立人は、被申立人が製造、販売する被疑侵害製品と係争意匠は完全同一又は実質的に同一であり、明らかに剽窃の悪意があり、侵害の事実は明確であり、証拠は確実である、さらに、被申立人が製造する被疑侵害製品の数量は巨大であり、価格は申立人が国外で販売する専利製品の価格よりも非常に低く、タイムリーに被申立人の侵害行為を制止しなければ、申立人のビジネスの信頼、ブランド価値及び専利製品のマーケットにおいて補填するのが難しい損害が発生する、と主張しました。被申立人間嘆公司是、申立人が意匠権を有することを知らず、既に被疑侵害製品の製造及び販売を停止しており、生産規模は小さく、申立人への影響は大きくない、と主張しました。また、被申立人貝玲妃公司是、被疑侵害意匠権の口紅ケースは自分が製造したものでない、と主張しました。

1 徐静弁護士 金杜法律事務所北京オフィス知財訴訟部門 パートナー弁護士

2 鄭泓弁護士 金杜法律事務所広州オフィス知財訴訟部門 シニア弁護士

広州知識産権法院は以下の複数の点から本案に対して審理を行い、以下の判断をしました。

(1) 係争意匠の意匠権の安定性について

中国の意匠専利は、実体審査プロセスを経ないので、係争意匠の安定性を示す証拠を提供する必要がある。本案において、申立人は専利権評価報告を提出しているが、係争意匠が専利登録要件に合致しないという欠陥は見当たらない。次に、申立人の証拠が示すには、係争意匠と同一の意匠が、インド、韓国などの国で意匠出願されている。また、被申立人を含む如何なる者も係争意匠について無効審判を請求していない。したがって、係争意匠は有効で、安定性は比較的高い。

(2) 被申立人が侵害する可能性を有するかについて

被疑侵害製品と係争意匠に対応する意匠の構成は同一又は類似で係争意匠の保護範囲に属し、さらに、製品の包装は、被疑侵害製品が被申立人問嘆公司、貝玲妃公司により製造されたものであることを明らかに示している。したがって、問嘆公司、貝玲妃公司是侵害の可能性が存在する。

(3) 被申立人の行為は、申立人の合法的な権益に対して、補填するのが難しい損害を与えるかについて

被申立人は専利製品の半額よりも低い価格で販売を行っており、仮差止めをしなければ、申立人のマーケットシェアを喪失し、製品価格も浸食され、さらに回復するのが難しく、このような損失自体は計算するのが難しい。また、係争意匠製品が化粧品に属することにより、新規性を有し、トレンドの特徴があるので、被疑侵害製品が大量に出回ると、関連する消費者の購買意欲に影響し、専利製品のライフサイクルを短くすることになる。したがって、侵害行為を制止することについて、緊急性があり、仮差止めしなければ、申立人の合法的な権益に補填するのが難しい損害を与えることになる。

(4) 仮差止めにより生じる利益バランスの問題について

もし仮差止めをしなければ、申立人はデザイン開発費、宣伝費を損失するだけでなく、競争により製品価格が低下し、マーケットシェアも浸食され、競争優位を失うことになる。このような損失は、被申立人が仮差止めにより損失を受けるかもしれない金型開発費、宣伝費、既に製造した被疑侵害製品の生産コスト及び仮差止め期間における利益よりもはるかに大きい。

(5) 仮差止めが社会公共の利益に損害を与えるかについて

係争専利製品及び被疑侵害製品はいずれも化粧品なので、被申立人の経済利益のみに関連し、社会公共の利益に損害を与えることはない。反対に、仮差止めすることで、市場の混乱を防ぎ、市場の秩序を維持し、公共の利益を保障できる。

また、本案において、申立人は法律の規定及び広州知識産権法院の要求に従い、担保を提供した。

以上の判断から、広州知識産権法院は、申立人が提起した訴訟前における仮差止めの申立ては法律規定に合致しているとし、問嘆公司が直ちに被疑侵害品の9種類の口紅製品の製造、販売、ライセンス販売を停止し、貝玲妃公司が直ちにそれらの製造を停止するよう

裁定しました。該裁定の法律効力は、意匠紛争案件の判決が出て効力を発生するまでの間
継続します。

以上

2016年11月15日（原稿受領）

事務所概要紹介

金杜法律事務所は、中国司法部から最も早く設立を認可されたパートナーシップ制法律事務所の一つとして1993年に設立された、中国法律業界においてリーダー的地位を占める総合法律事務所の一つです。当事務所は、「顧客第一」の理念のもと、誠心誠意、クライアントに良質なリーガル・サービスを提供しています。当事務所はチームワークを尊重し、事務所の一元的管理、内部の緊密な協力、そして相互のサポート体制を事務所業務発展における堅固な基礎としています。「卓越したリーガル・サービス」、「卓越した体制」、「卓越した人材」の追求—金杜は、一貫して「卓越」を追求してきました。金杜の弁護士、弁理士の多くが国内外の著名大学の法学部や理学部を修了しており、そのうちの多くは国際的に名高い法律事務所に勤務又は弁護士、弁理士としての執務経験を有します。金杜の高い業務能力は、全方位的なリーガル・サービスに具現化されています。近年、金杜はその傑出した業績により、国内外の法律業界において高い信望と評価を集めています。

当所の知的財産権グループは、2001年3月に設立され、現在、「特許部」、「商標部」、「IP訴訟及び法律業務部」を擁し、権利出願から権利行使までの知的財産業務を含む包括的なリーガル・サービスを提供しております。クライアントの皆様のご愛顧を受け、設立から現在に至り、特許・商標弁理士、特許技術者130数名、裁判官OB、有資格者を含む弁護士40数名を有するまでに成長して参りました。誠実な業務態度の徹底およびリーズナブルなコストパフォーマンスにより、技術・法律・言語が三位一体となった高品質な特許出願業務や無効審判、訴訟などを遂行しております。

当所の知財業務の特色は以下のとおりです：

- ・ 知財の発掘、出願、権利化、保護、活用などの知財業務全般における、高品質なワンストップサービスのご提供
- ・ 出願にとどまらず、訴訟案件の経験も多数有する出願担当の知財実務者による、豊富な実務経験に基づいた安定的で強い権利の取得
- ・ 涉外知財訴訟の取扱件数は中国各事務所でナンバー・ワン

東京オフィスの知財駐在員の連絡先

中国特許弁理士 馬 立栄

住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号 合人社東京永田町ビル4階 〒100-0014

電話番号： +81 3 3508 5599（代表）

ファックス番号： +81 3 3501 5599

Eメール：malirong@cn.kwm.com